

# 一般社団法人三田労働基準協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三田労働基準協会（以下本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、労働基準法その他労働関係法令の普及及び労働条件の確保、労働災害防止、健康保持増進など労務管理の改善推進を図るために必要な事業を行い、もって労働福祉の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法その他労働関係法令の普及、啓発の事業
- (2) 労務管理に関する講習会、研修会、説明会、セミナー等開催の事業
- (3) 労働安全衛生法等に定める資格付与及び教育研修の事業
- (4) 労働安全衛生運動に関する説明会、大会等の事業
- (5) 労務管理に関する相談、指導、啓発の事業
- (6) 労働保険事務組合の事業
- (7) 不動産賃貸の事業
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は東京都において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の二種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した事業場又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同しその事業を活用するために入会した個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書により申し込み、会長の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費を納入するものとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき
- (2) 当該会員が解散したとき又は死亡したとき
- (3) 総会員が同意したとき

#### 第4章 総会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員を持って構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 会員の除名
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定期総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事 2 名が記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とすることができる。

- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会が定めた本会の業務を執行する。

- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、名誉顧問、顧問をおくことができる。

- 2 名誉顧問、顧問は、理事会において選任する。
- 3 名誉顧問、顧問は、本会の重要な事項に関して、会長の諮問に応ずる。
- 4 名誉顧問、顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に提出する議案の検討
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (5) 名誉顧問、顧問の選任

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案につき異議を申し立てたときを除き、その提案を可決する決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会で承認を受けたうえで、定期総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定期総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 37 条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局の職員は会長が任命し、会長の命に従い事務の処理に当る。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 40 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 補則

第 43 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。